

春日井民商だより

N0.1366 2013. 4. 8
発行 春日井民主商工会
春日井市ことぶき町183
Tel 81-1482・FAX81-9756

中小企業金融円滑化法が3月31日(日)で終了しました

金融をはじめ経営対策を強めよう！

4月2日(火)東春信用金庫本店で懇談、「今までどおりの対応で変わりません」と回答

「円滑化法終了・全国6万社倒産も」(4/2付中日新聞)

4/2付の中日新聞で上記見出しの他、「金融円滑化法 先月で終了 中小経営「病み上がり」」などの見出しで、「中小企業金融円滑化法」の終了についての報道がされています。

中小企業金融円滑化法は2008年秋のリーマンショック後、中小企業の資金繰りを支えるために2009年12月に施行されたもので、中小業者が借金の返済猶予や条件変更、金利の減免を申し出た際に、要望に応えるように金融機関に努力義務を課したものです。当初、2011年3月までの時限立法でしたが、延長されて今回終了になったものです。

民商・全商連では「新たな貸し剥がしにつながる」と法律の延長をもとめてきました。また、法律の終了後も引き続き金融機関が、中小業者の経営存続のための支援を続けることもあわせてもとめてきました。

4/2 東春信用金庫と懇談

その一環として、小牧市に本店があり、春日井市内にも多くの支店がある東春信用金庫本店に懇談を申し入れ、4月2日(火)午後、右の要望書にもとづいて懇談を行いました。

東春信用金庫からは地元支援部副部長の森島さん、審査部副部長の前田さん、市之久田支店長の中齋さんが参加。民商からは小牧民商の五十君副会長・岡村事務局長、春日井民商森山会長・星野事務局長が参加しました。

懇談の中で森島副部長から「円滑化法が終了しても今までどおり条件変更等には真摯に応じていく」との回答がありました。

民商側からは、この間の東春信用金庫諸支店での「制度融資を受ける際にカードローンの契約もさせられた」「12月に申し入れた条件変更を2ヶ月も放置された」などの事例を説明しました。このような問題については「本部としては報告を受けていない」「しっかりと対応するように指導したい」との回答をもらい懇談を終了しました。

現実には「貸し剥がし」は増加する？！

銀行協会なども文書を出して、「円滑化法の終了後も変わらない対応」を表明していますが、現実には顧客を「ふるい分け」するような事案も出てきています。残念ながら金融機関からの支援を打ち切られる事業所が増加することは容易に想像できます。

条件変更等で金融機関の対応がおかしいなと思ったら、すぐに最寄りの役員または事務所までお知らせ下さい。

商工新聞読者は増勢で新年度を迎えることができました。ご協力ありがとうございました。

大きな春日井民商を作って新年度を迎えようとお協力をお願いしてきましたが、商工新聞読者と青年部は前年度現勢をこえて新年度を迎えることができました。(残念ながら会員、共済、婦人部は若干後退しました)ご協力に感謝します。引き続き大きな春日井民商を作り要求実現の力とするためにご協力をお願いします。

拡大推進委員長 小松武彦

東春信用金庫 御中

2013年3月29日
小牧民主商工会
会長 近田 保日
春日井民主商工会
会長 森山 行良

引き続き中小業者への金融支援の要望

貴信用金庫におかれましては益々ご清栄のことと存じます。日頃から地域経済振興ならびに中小業者への金融支援に対してご尽力いただきありがとうございます。

従業者九人以下の事業所は全事業所の約8割を占め、地域の経済・産業の発展に欠けてはならない存在です。また、住民生活の安全や多様な要求に応えるうえで積極的な役割を果たしています。しかし、輸出大企業の国内生産の縮小と海外移転や、正規労働者の縮小は、中小業者の経営にも多大な影響を与えています。中小業者は困難な経営環境の中でも、地域経済と雇用を守るため、日々努力しています。

昨年10月16日に施行されました「愛知県中小企業振興基本条例」の第九条で、金融機関の配慮等が定められたことを踏まえ、中小企業の資金繰り円滑化に最大限の努力をしていただくようお願いをします。一方で、中小業者の資金繰りを支えた金融円滑化法は、3月末に打ち切られました。

そこで、下記の通り「引き続き中小業者への金融支援の要望」を申し込ませていただきます。

要望事項

1. 中小業者の相談・申し入れにあたっては金融円滑化法の要旨にそって対応し、仮に3月末に法が打ち切られても従前と変わらない対応をすること。
2. 「謝絶」ではなく「貸す」ためにコンサルタント機能発揮の審査を行うこと。借換え融資、一本化などの支援も行うこと。
3. 第一義的に中小業者に有利な公的制度融資の活用をすること。
4. 事業資金や住宅ローンの返済条件の変更には積極的に応えること。
5. 条件変更中であっても、追加融資を行うこと。
6. 金利引き下げの要望には積極的に対応すること。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀